官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働八六）　一
〔その他告示〕
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産六四〇～六四五）　二
○保安施設地区の指定をする件（同六四六）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通五八三、五八四）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同五八五）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同五八六～五九〇）　六
○道路に関する件（東北地方整備局八三）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局七六）　六
〔国会事項〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　法務省　広島市　六
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　七
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　七
通　運
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　八
国家試験
令和八年司法試験の試験会場（司法試験委員会）　九
令和八年司法試験予備試験の試験会場（同）　九
令和八年度全国通訳案内士試験公示（観光庁）　九
保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁告示配一）　二四
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他

省令

○厚生労働省令第八十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（産業医の選任等）	（産業医の選任等）
第十三条　（略）	**第十三条**　（略）
2　事業者は、法第十三条第一項の規定により産業医を選任したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、第十四条第二項各号に掲げる者であることにつき証明することができる電磁的記録等必要な電磁的記録を添えて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十三条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項及び第四十四条の二第一項において「認定こども園法」という。）第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校（同条において準用する場合にあつては、認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園）において産業医の職務を行うこととされたものについては、この限りでない。	2　事業者は、産業医を選任したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、第十四条第二項各号に掲げる者であることにつき証明することができる電磁的記録等必要な電磁的記録を添えて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十三条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項及び第四十四条の二第一項において「認定こども園法」という。）第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校（同条において準用する場合にあつては、認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園）において産業医の職務を行うこととされたものについては、この限りでない。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　前任者がいる場合はその氏名及び辞任、解任又は退任（以下この条において「辞任等」という。）の年月日	七　前任者がいる場合はその氏名及び辞任、解任等の年月日
八　（略）	八　（略）